

宮城県監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定により令和8年6月に実施した一般会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和8年9月8日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○保健福祉部	
地方機関	
女性相談支援センター	6月16日
○教育庁	
地方機関	
仙台第三高等学校	6月16日
築館高等学校	6月10日
仙台三桜高等学校	6月5日
岩ヶ崎高等学校	6月10日
名取北高等学校	6月12日
工業高等学校	6月12日
秋保かがやき支援学校	6月5日

2 監査結果

令和7年度の財務に関する事務の執行及び県の事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合规性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて監査を行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

（1）仙台三桜高等学校

印刷物製造請負契約において、引き続き予定価格を定めていないものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

（内容）

予定価格調書の作成を省略できる少額の随意契約について、予定価格を定めていなかったもの。

- ・件数 1件
- ・件名 卒業証書用紙

（2）秋保かがやき支援学校

需用費において、引き続き支払遅延が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

物品購入代金について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する支払時期を越えて支払ったもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 1,514円

(3) 秋保かがやき支援学校

報酬及び旅費において、引き続き二重払いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の通勤手当について、報酬の支出の際に通勤手当額を合算した金額で支出し、さらに通勤手当も別途支出処理したことから二重払いとなったもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 6,300円